

こうちの木を使用した住宅のための補助金 “こうちの木の住まいづくり助成事業”

高知県の豊かな自然から生まれた
温かみのある「こうちの木」で、
あなたの住まいを建ててみませんか？



【積上補助タイプ】

- 補助上限100万円！
- 横架材への加算メニュー追加！



【定額補助タイプ】

- 国事業との併用可能！

写真提供：有機的建築村上

補助の 対象者

(個人に限ります。)

- 自らが居住するために住宅を取得する方
 - 自ら所有し、かつ居住する住宅のリフォームを行う方
- ※県税の滞納がない方に限ります。※賃貸を目的とするものは対象外です。



補助の対象 となる住宅

【共通】

- 県内に建築する住宅又は県内に存在する既存住宅であること
- 延べ面積の過半の用途が住宅であること
- 住宅の取得前又はリフォームの工事の完了前に申込書受理通知書の交付を受けること

・新築 ・増築

- 県内産乾燥木材を工事に係る部分の基本部位に材積の**80パーセント以上**使用すること
- 瑕疵担保責任保険加入住宅又は申請者が自ら施工する住宅

・リフォーム

- 工事に係る部分に県内産乾燥木材を使用すること

・内装木質化

- 工事に係る部分に県内産乾燥木材を使用すること

お問合せ 窓口

高知県 林業振興・環境部 木材産業振興課
こうちの木の住まいづくり担当 (TEL : 088-821-4592)
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県西庁舎4階

補助金交付要綱など、事業の詳細は
高知県のホームページに掲載しています。

高知県 こうちの木の住まい



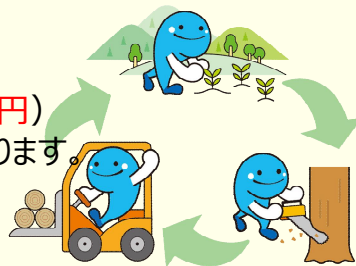
各タイプの特徴

【積上補助タイプ】

- ・新築、増築、リフォーム、内装木質化のすべてにおいて利用可能です。
- ・県内産乾燥木材の使用量に応じて補助金額が上がります。(上限100万円)
- ・国等の他の助成事業と併用する場合は、補助対象経費を分ける必要があります。(補助対象経費が重複する場合は、積上補助タイプを利用できません。)

【定額補助タイプ】

- ・補助対象経費が重複する国の補助事業を利用し、新築又は増築する場合に限り利用できます。(国の補助事業の例：みらいエコ住宅2026事業)



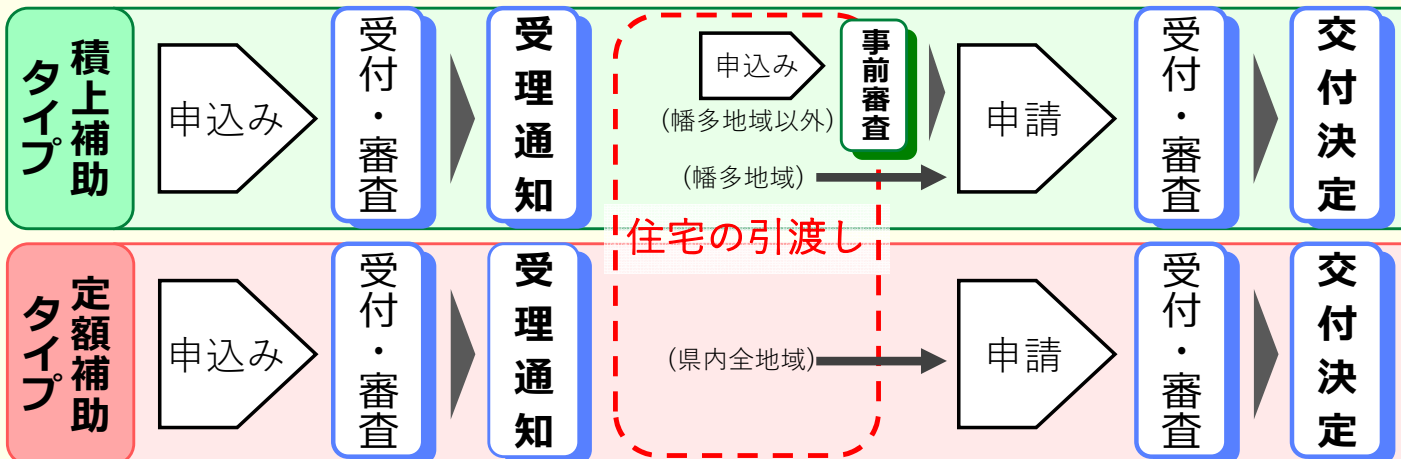
補助金額

分類	区分		内容及び補助金額		
積上補助タイプ	(1)	基本部位・ その他の部位	県内産 JAS製品	県内産乾燥木材使用量(m ³)×20,000円	区分(1)から 区分(6)の 合計金額による (上限100万円)
	(2)	基本部位・ その他の部位	上記以外	県内産乾燥木材使用量(m ³)×11,000円	
	(3)	横架材加算(追加)		梁、桁で使用される県内産乾燥木材使用量(m ³) ×5,000円	
	(4)	内装木質化		県内産乾燥木材の使用面積(m ²)×2,000円	
	(5)	長期優良認定 木造住宅加算		1棟当たり10万円を加算	
	(6)	子育て支援加算		同一世帯に児童が2人以上いる場合、 区分(4)により算出された金額を加算	
定額補助タイプ			補助対象経費が重複する国の補助事業を利用して、新築又は増築する場合は、 定額10万円		

(注) 補助金の算定において、積上補助タイプと定額補助タイプを併用することはできません。

補助金の申込み、交付申請の流れ

・事業を利用される方は補助金の**交付要綱をよくご確認のうえ、住宅の引渡し前**にお申込みください。



(凡例) : 申請者 : 高知県木材産業振興課 : 公益社団法人 高知県建設技術公社

※申請では、設計や施工に関する書類が必要となるため、建築士事務所に手続きを委任するのが一般的な方法です。助成事業の利用をご希望される場合は、建築士事務所へ一度ご相談してみてください。